

# 初診時の保険外併用療養費（選定療養費）について

当院は、地域医療の機能分担のため、国の制度に基づき「初診時保険外併用療養費（選定療養費）」をご負担いただいております。  
ただし、下記に該当される方はこの費用は免除となります。

## ご負担が免除される方

- 1 他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）を持参して受診する方
- 2 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- 3 国や地方の公費負担制度受給者の方（※子ども医療費助成 や ひとり親医療助成の公費は対象外）
- 4 特定健康診査、がん検診等により精密検査受診の指示を受けた方
- 5 救急車で来院された方
- 6 夜間、休日に緊急で受診された方
- 7 外来受診から継続して入院した方
- 8 治験協力者、被災者
- 9 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方
- 10 その他、当院が直接受診する必要があると認めた方

この他、当院では  
中学生以下で小児科を受診される方も免除対象となります

上記に該当されない方は、初診時保険外併用療養費として4,400円 をご負担いただきます。  
地域の適切な医療提供のため、まずは「かかりつけ医」にご相談のうえ、  
紹介状をお持ちになってのご来院にご協力をお願いいたします。

## 【初診時選定療養費についてのよくあるご質問】

Q1. 救急車で来院する場合も、紹介状なしだと料金がかかりますか？

A1. 厚生労働省の定めにより、徴収の対象外となる方がいます。

＜徴収対象外となる場合（当院における対象例）＞

- ② 当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- ② 国や地方の公費負担制度受給者の方（※子ども医療費助成 や ひとり親医療助成の公費は対象外です）
- ③ 特定健康診査、がん検診等により精密検査受診の指示を受けた方
- ④ 救急車で来院された方
- ⑤ 夜間、休日に緊急で受診された方
- ⑥ 外来受診から継続して入院した方
- ⑦ 治験協力者、被災者
- ⑧ 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方

Q2. 定期的に通院をしています。別の診療科を初めて受診する場合は、料金がかかりますか？

A2. 厚生労働省の定めにより、

「1 傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合においても、第 1 回の初診時にしか徴収できない。」とされているため、料金はいただいております。

Q3. 久しぶりの受診ですが、初診になりますか。その場合、紹介状がないと料金がかかりますか？

A3. 厚生労働省の定めにより、「以前に通院歴はあるが、すでに治療期間が終了（治癒）した方」や「自己都合により中断した後に受診した方」は初診となりますので、紹介状がない場合は料金がかかります。

